

案

災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定書(案)

国土交通省中部地方整備局長 森本 輝(以下「甲」という。)と〇〇〇(株)代表〇〇(以下「乙」という。)とは、災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震・大雨等の自然災害等が発生した場合に、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧のために中部地方整備局の職員が被災地に派遣される際に必要となる宿泊施設の確保に向け、宿泊施設の施設情報の提供及び予約について協定の相手方の協力を受けることにより、迅速かつ円滑な宿泊施設の確保に寄与することを目的とする。

(協定の実施範囲)

第2条 宿泊施設の確保等の範囲は、日本国内とする。

(協力要請)

第3条 甲は、自然災害等が発生し必要と認めるときは、乙に対し被災現場等の周辺にある宿泊施設の施設状況の情報提供や予約を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、無償でこれに応ずるものとする。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の期間は、協定を締結した日から令和10年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了後も甲乙いずれからの申出が無い場合は、協定関係を継続することとする。

なお、その場合は従前と同一の内容で、さらに3年間更新するものとする。

2 本協定締結後、甲乙いずれかの申出により、本協定は廃止することができるものとする。なお、申出の時期は廃止する期日の1か月以前とする。

(協定の解除権)

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、前条第2項にかかわらず本協定を解除することができるものとする。

- 一 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」にて、北海道、東北、関東、東海・北陸、近畿、中国、四国及び九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者でないと認められるとき。
- 二 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当している者と認められるとき。
- 三 旅行業法施行規則(昭和46年11月10日運輸省令第61号)第1条の2第1項第1号及び第2号の旅行業の登録をしている者でないと認められるとき。
- 四 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者(競争参加資格に関する公示に基づき(1)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。)と認められるとき。
- 五 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国

土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者と認められるとき。

六 個人情報の取扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていないこと、又は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定を受けた法人でないと認められるとき。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議するものとする。

令和7年 月 日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 合同庁舎第2号館
国土交通省
中部地方整備局長 森本 輝

乙